

学会あり方検討会・最終報告書

2024年5月26日
学会あり方検討会

はじめに

日本社会福祉学会（以下、本学会）の会員減少等を受け、改めて本学会のあり方について検討し、日本社会福祉学会として何をすべきかを考える「学会あり方検討会」2021年7月に設置し、議論の末、2022年5月の理事会および定時社員総会で「中間報告」を行った。その後、最終報告に向けてさらに議論を積み重ね、ここに「最終報告」をする。

最終報告書では、改めて本学会のあり方について検討する必要性、中間報告の提案内容を確認したうえで、中間報告以降の議論の概要を報告する。そして、最終報告の提案事項である「基本構想委員会」の設置と「英文誌」の方向性等について提案する。

1. あり方検討会設置の背景

あり方検討会を設置した理由は、本学会の会員数が継続的に減少していることにある。

図1は、入会承認者数の推移である。最も多かった2005年度の441人から、2023年度には140人程度になっている。

表1は、2015年度から2023年度の4月1日時点の会員数と入退会者数の推移である。入会承認者数は160～140人程度であるが、退会者数は250～200人程度と入会者数を上回っている。そのため、会員数も4929人から4215人への減少している。2024年度には4152人へとさらに減少している。

その背景には、次の2点が考えられる。第一に、社会福祉系学部の減少、大学院進学の減少、それともなう大学等の研究者も減少傾向にあると考えられる。第二に、社会福祉系の専門学会が他にもいくつか設立され、必ずしも本学会に参加しなくても研究発表の場等が増えてきたことがある。こうした背景のなかで、本学会の存在意義が問われているといえる。

図1 入会承認者数の推移

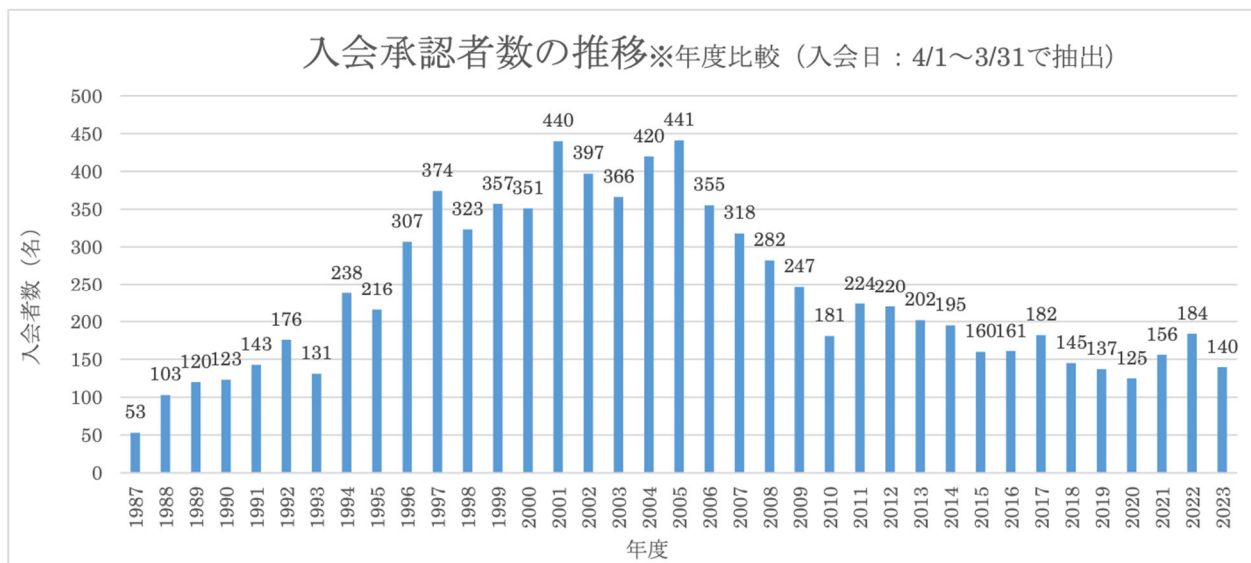


表1 2015年度以降の4月1日時点の会員数と4/1-3/31の入退会者数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
4/1 会員数	4929	4842	4741	4637	4503	4411	4322	4253	4215	4152
入会承認者数	160	161	182	145	137	125	156	184	140	
退会者数	250	263	286	279	229	217	226	222	203	

2. 学会あり方検討会の設置

このまま何もしなければ、会員は10年で1000人近く減る計算になり、それに伴い財源も減り、これまでどおりの活動ができなくなる可能性がある。こうした問題意識から、10年後を見据えた日本社会福祉学会のあり方を検討するために、2021年7月に「学会のあり方検討会」を設置した。学会あり方検討会は、本学会の会員動向、コロナ禍及びコロナ後の事業運営(オンライン会議等)などを踏まえて、学会の財政、事業、運営のあり方について、中・長期的な観点から検討し、今後の学会運営のあり方について提案することを目的とした。

検討メンバーは、坪洋一(東京都立大学)、伊藤嘉余子(大阪公立大学)、木下武徳(立教大学)、谷口由希子(名古屋市立大学)、室田信一(東京都立大学)、山田壮志郎(日本福祉大学)であり、事務局・高宗万希子(国際文献社)にサポートをしていただいた。

2021年7月から5回の検討会の開催のうえ、2022年5月に中間報告を行った。

3. 中間報告の概要

2022年5月の理事会・定時社員総会での中間報告は以下のような概要であった(図2参照)。

- 1) 日本社会福祉学会の役割：〈学会として求められる研究力の強化とそのための質の高い大会運営と学会誌の発行〉
- 2) 研究力強化のための方向性：〈研究力の強化のために求められる「会員の確保」「実践の理論化」「他学会との協働」〉
- 3) 以上の方向性を実現するための具体的な事業案の例示
- 4) 本学会の資産の一定部分を確保したうえで、会員の活動に還元していくこと
- 5) コロナ後もオンライン会議は有効な手段として活用していくこと、など

以上が、中間報告の要旨である。

4. 最終報告に向けた検討

さて、2022年5月の中間報告以降、中間報告であげた学会のあり方を具体化していくことが課題となった。そのために、以下のように3回の検討会と1回のミーティングを開催した。メンバーは同じである。

なお、ミーティングは、英文誌の検討にあたって、英文誌創設時の理事であり、担当であった大島巖氏(現 学会監事)に創設の意義等について意見・アドバイスを伺う機会とした。

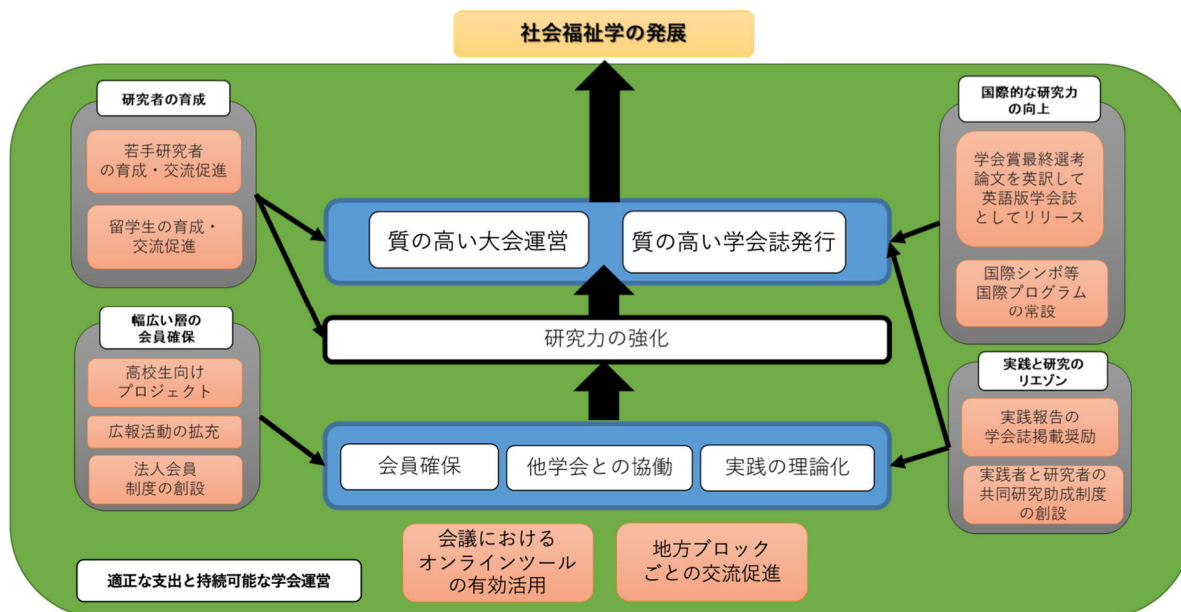
2023年3月5日 第1回検討会 (Zoom)

2023年9月1日 第2回検討会 (Zoom)

2023年10月15日ミーティング (対面) (秋大会当日)

2023年12月28日第3回検討会 (Zoom)

図2 中間報告：日本社会福祉学会のあり方に関する体系と事業案の例示



1) 最終報告に向けた検討事項

最終報告に向けて、大きく3つの点について検討を行った。

(1) 基本構想委員会の設置

あり方検討会は、本学会においては、アドホックな臨時的な検討会である。しかし、こうした10年後を見据えた検討を通常の運営委員会、理事会、各専門委員会で行うことは、通常の事業の運営に追われるなかで難しい。こうしたアドホックな検討会は正式な委員会でもないので、位置づけが曖昧である。しかし、あり方検討会を通じて、10年後の長期的な視野をもって、専門委員会の枠を超えて、検討する必要性が高いと考えた。

そこで、10年後を見据え、専門分野の枠を超えて、自由に検討し、それを実現していくための正式な組織として、学会の「基本構想委員会」を設置することを提案した。これにより、各専門委員会と同様に、学会の正式な委員会として位置づけられることになる。また、基本構想委員会では、様々な分野の検討を行うため、必要に応じて基本構想委員会の委員以外のメンバーにも参加してもらえるように、ワーキンググループを設置できる内容にした。これにより、たとえば、高校性向けの広報の検討を、若手研究者の意見を聞きながら検討できるようになる。

以上のために、学会基本構想委員会規程（案）を創設し、「一般社団法人日本社会福祉学会委員会規程」にこの基本構想委員会を追加する改正を行いたい。

基本構想委員会の具体的な規程内容は以下のとおりである。理事会の承認を得て、2024年5月26日の定時社員総会で提案する。

(2) 英文誌の検討

英文誌は日本の社会福祉研究を海外に発信していく貴重な手段であるが、実際には、投稿がほとんどなく、また査読者もなかなか成り手が見つからない状態である。そのため、英文誌の存廃を含めてどうするかが議論にあがった。

そこで、中間報告では、学会賞審査のなかで候補に残った論文だと評価されたものを、英文誌に翻訳して掲載し、海外に発信できないかと提案した。しかし、2023年5月に学会賞審査委員会に打診してみると、選考過程にある候補論文は公表していないこと、選考過程にあるのはまだ優れた論文とは定まっていないことなどにより、この方法は難しいことがわかった。

そこで、先述のように英文誌の存廃も含めた議論をしたが、英文誌創設時に担当をされていた大島巖会員にお話を伺う機会を設けた。その結果、次のような案を得ることができた。

- ①日本語論文を英語に翻訳して掲載する方法について、可能性は残すが、単に良い論文を翻訳するというよりも、特集を組んで、海外に発信する内容を過去の論文から選ぶことや、新たに依頼して（日本語を英語に翻訳するという方法もあり）特集を組むなど、検討が必要である。依頼論文にすることで、投稿者がいない問題は解消される。
- ②特集を組む場合、現状の編集委員会では業務負担が大きすぎるので、別に英文誌編集委員会（2～3人）を設置するなど検討する必要がある。
- ③英文誌を投稿する際にネイティブチェックを義務化して証明書を添付するなど、質の高い投稿のみを受け付ける工夫も必要である。

ここではまだいくつか提案が上がっているところなので、これを実現するために、編集体制やルール、翻訳等の予算を具体的化することが残された課題となる。

以上、大きく2つの点が大きく前進した点である。

(3) その他

その他、様々な視点から検討をしたが、特に今後の課題として示しておきたい点として、次の4つを示しておきたい。

①「実践報告」の積極的活用について

学会誌『社会福祉学』の「実践報告」が掲載されることが少ないため、福祉現場で実践に携わっている会員による研究を促進して、「実践報告」の投稿を活性化させる。実践家の報告を増やすためには、教育的査読の導入など学会誌掲載のためのサポートを考えていく必要がある。

②広報活動について

高校生向けプロジェクトとして、より幅広い社会福祉学の魅力を伝えるために、高校生向けの情報発信や教材の提供や、大学で福祉を専攻することを検討している高校生向けのイベントの企画などを促進する。これらについては、広報委員会と検討していく必要がある。広報の拡充に合わせて、広報委員会へのサポート体制も検討していく必要がある。

③学会の理念について

社会福祉学会のあり方について検討する以上、社会福祉学会に期待する理念を明記することができないか。例えば、日本循環器学会や日本心臓血管外科学会、日本川崎病学会等において理念を明確にしているところがある。

④学会会員の調査について

今後の学会のあり方を検討するにあたって、以下の2点を実施していく必要がある。第一に、現在の会員のデータを通して、会員の特徴を分析することにより、現在の学会の状況を明らか

にする。第二に、学会大会のオンデマンド配信の希望、学会の理念のあり方、学会に求めるものなどについて、会員向けのアンケートを実施し、会員の状況や学会に対する期待、事業の方向性等などを明らかにすること。こうした会員の動向や意向を明らかにすることは、今後の学会のあり方を示す重要な基礎資料になると考える。

以上の残された課題については、基本構想委員会で引き続き議論していただきたい。

以上

【資料】 -----

一般社団法人日本社会福祉学会 学会基本構想委員会規程【案】

(設置)

第 1 条 一般社団法人日本社会福祉学会定款 57 条に基づき、日本社会福祉学会基本構想委員会（以下「委員会」）をおく。

(目的)

第 2 条 委員会は、将来を見通した学会およびその事業のあり方について検討し、その後の方向性について、理事会に対して提案を行うことを目的とする。また、その目的のために、委員会が必要と認める事業を企画し、実施することができるものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、委員で構成される。

2 委員長は、本学会会長（以下「会長」）が指名する。

3 委員は、総務担当理事、財務担当理事、および、必要に応じて委員長の推薦にもとづき理事会が承認する。

4 委員の人数は、7 名以上 10 名以内とする

(任期)

第 4 条 委員長、委員の任期は、当該理事会の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 議決にあたっては、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

3 欠席する場合は、出席する委員に委任することができる。

(ワーキング・グループ)

第 6 条 委員会は、必要に応じてテーマ別のワーキング・グループ (WG) を設置することができる。

2 WG で審議するテーマは委員会で設定する。

3 WG のメンバーについては、委員 1 人に加えて、その他委員会の提案により、委員長が指名する。

4 WG は、委員会の過半数の賛成を経て、廃止することができる。

(規程の変更)

第 7 条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、2024 年 5 月 26 日より施行する。